

福島市下水道計画区域内開発行為に伴う取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市下水道条例第3条第6号に規定する処理区域内及び、福島市下水道全体計画内において、「都市計画法第33条第1項及び都市計画法施行令第26条第2項」、「都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」及び「福島市開発行為等指導要綱」、「福島市公共下水道条例」及び「福島市公共下水道条例施行規則」（以下 下水道条例、下水道施行規則という。）に基づき、下水道施設の建設及び下水道施設を利用し雨水排水を行う開発行為に対し、必要な事項を定めるものとする。

(下水道施設計画に当たって)

第2条 開発行為に伴う下水道施設の建設計画に当たっては、福島市公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）と、接続及び施設建設後帰属の為、事前に協議し承認を得るものとする。

2 開発行為に伴う協議担当部課（係）は次のとおりとする。

- (1) 下水道施設建設計画（汚水施設及び雨水流出抑制施設）について
下水道建設課計画係
- (2) 下水道既設管接続、帰属申請及び宅地内排水設備について
下水道管理センター管路管理係
- (3) 下水道事業受益者負担金について
下水道総務課普及業務係

(下水道施設の帰属について)

第3条 開発行為に伴う下水道施設の帰属については、都市計画法第32条の手続きの承認を経て工事完成後、下水道管理者に工事完成届（竣工図、工事写真、施設材料調書）を提出し工事検査を受けるものとし、工事検査に合格した施設のみ、帰属申込書により下水道管理者が受け取るものである。

また、市道認定を受ける道路に下水道施設を帰属させる場合は、道路占用申請用の竣工図2部を下水道管理者へ提出すること。

2 開発行為による道路が市道等の公道とならず私道になる場合、私道土地所有者の下水道施設使用の承諾を確認するため、「福島市公共下水道私有道路下水道工事の取り扱い基準」第4条第3項の「公共下水道布設承諾書（様式第4号）」と印鑑証明書を提出すること。

(開発行為の協議)

第4条 開発区域内において、下水道施設の計画が出来ない場合においても、将来福島市が立案している下水道計画に支障とならないよう、下水道管理者と協議の上、開発計画に当たるものとする。

(下水道施設建設条項)

第5条 下水道管理者が管理する下水道施設への接続及び施設建設に対し、下水道条例及び下水道施行規則、次の各号により施工するものとする。

- (1) 下水道管種は、鉄筋コンクリート管、下水道塩化ビニル管等、外圧に対し、十分耐えられる材質の物を使用するものとする。
- (2) 下水道本管断面は、汚水管渠については最小200mmとし、雨水管渠及び合流管渠については、最小管形250mmとする。
- (3) 下水道本管布設勾配は、汚水管渠については、流速0.6m/秒～3.0m/秒、雨水管渠及び合流管渠については、流速0.8m/秒～最大流速3.0m/秒となるように設定する。理想的な流速は1.0m/秒～1.8m/秒である。
- (4) 下水道本管理設位置及び深さについては、土被りH=1.20m以上を原則とするが、これによりがたい場合は、別途協議し決定するものとする。
- (5) 建設を行う下水道施設については「レベル1地震動」以上の耐震性能を確保すること。
- (6) 管渠埋設に伴う掘削深が1.5m以上となる場合は、土留工を設け、施工の安全を図ること。また、埋戻材については、管底より10cm、管頂より30cmまでは良質土（山砂等）で保護し、その上部については、切込砕石及び良質土により施工し、道路機能を損なわないものとする。
- (7) 管渠の外圧（載荷重が管の耐荷力を超える場合）に対する保護については、コンクリートまたは、鉄筋コンクリートで巻立てし保護するものとする。
- (8) 管渠の内面保護については、管渠の内面が摩擦、腐食等によって損傷する恐れのあるときは、耐摩耗性、耐食性に優れた材質の管渠を使用するか、管渠の内面を適切な方法でライニング又はコーティングを施すものとする。
- (9) 管渠の接合について、管渠の管径が変化する場合または2本の管渠が合流する場合の接合方法は原則として水面接合または、管頂接合とする。地表勾配に応じて段差接合または段階接合とする。
- (10) 2本の管渠が合流する場合の中心交角はなるべく60度以下とし、曲線をもって合流する場合の曲線半径は、内径の5倍以上とする。
- (11) 管渠の継手については、水密性及び耐久性のあるものとする。軟弱地盤等においては管渠とマンホール等の剛性の高い構造物と接合する場合には可とう性の継手を用いる。
- (12) 管渠の基礎工は、鉄筋コンクリート管等の剛性管渠には、条件に応じて砂、砕石、はしご胴木、コンクリート等の基礎を設ける。また、必要に応じて、鉄筋コンクリート基礎、杭基礎またはこれらの組み合わせ基礎を施工する。
硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管等の可とう性管渠は、原則として自由支承の砂または基礎砕石とし、条件に応じてベットシート、布基礎等を設ける。また、基礎工の施工については、不等沈下の無いように入念に施工するものとする。
- (13) 管理用マンホール設置については、管渠の起点、管渠の方向・勾配・管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の会合する箇所に必ず設けるものとする。管渠の直線部のマンホール最大間隔は、管渠径によって表1を標準とする。

表1 マンホールの管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,650以下
最大間隔 (m)	75	100	150	200

- (14) マンホール種類及び構造については、JIS規格製品を使用し下水道管理者の承認を得るものとする。形状別用途は表2-1、表2-2による。

表2-1 標準マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径 90cm 円形	円形管の起点及び600mm以下の管の中間点ならびに内径450mmまでの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径900mm以下の管の中間点及び内径600mm以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径1200mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径1500mm以下の管の中間点及び内径900mm以下の管の会合点
5号マンホール	内のり 角形 210×120cm	内径1800mm以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 角形 260×120cm	内径2200mm以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 角形 300×120cm	内径2400mm以下の管の中間点

表2-2 標準マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
特1号マンホール	内径 60×90cm 角形	土かぶりが特に少ない場合、他の埋設物の関係等で1号マンホールが設置できない場合
特2号マンホール	内径 120×120cm 角形	内径1,000mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
特3号マンホール	内径 150×150cm 角形	内径1,200mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
特4号マンホール	内径 180×120cm 角形	内径1,500mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
現場打ち管渠用マンホール	内径90, 120cm円形 内のりD×120cm角形	長方形管渠、馬てい形きょなど及びシールド工法等による管渠の中間点。ただし、Dは管渠の内幅
副管付きマンホール	内のり 300×120cm 角形	内径2,400mm以下の管の中間点

- (15) 取付管の施工については、下記により行うものとする。
- ・ 布設方向は、本管に対し直角かつ直線的に布設する。
 - ・ 本管取付け部は、本管に対して、60度または90度とする。
また取付管は本管の管頂120° の間に取り付ける。
 - ・ 取付管の勾配は10%以上とする。
 - ・ 取付管の最小口径は150mmとする。
- (16) 各家庭の汚水柵の位置については、円形で鉄筋コンクリート製及び塩化ビニル製を標準とし、資材については下水道管理者の承認を得るものとする。
- ・ 内径は20cm～60cmとし、柵の深さは100cm程度とする。
 - ・ 蓋は鋳鉄製及び塩化ビニル製の密閉蓋とする。
 - ・ 汚水柵の底部にはインバートを設ける。
 - ・ 設置位置は、基本的に宅地内とし、官民境より約1m以内とする。
 - ・ 汚水柵がコンクリート製の場合、柵と取付管の接合部は進入防止の為、
入念な接合を行い、常に水密性であるとともに耐久性のあるもので施工する。
- (17) その他、下水道管理者が特に必要と認めた施設。

(宅地排水設備について)

第6条 開発区域において、排水設備を施工する場合、下水道条例に基づき施工するものとする。

(受益者負担金について)

第7条 下水道施設建設に伴う下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 開発行為により施工した下水道等（下水道本管及び公共下水柵）を福島市に帰属した場合、受益者負担金を免除または減免することができる。ただし、既存の公共汚水柵を使用する土地及び、開発行為者施工の下水道本管を経由することなく福島市の公共下水道に直接接続した土地については免除または減免としない。
- (2) 開発行為の申請地区がすでに受益者負担金を賦課決定し、徴収済（5年分割完了又は一括納付）である場合、受益者から減免の申請があっても、減免しないものとする。なお、未納分がある場合はその分を徴収することができる。
- (3) 受益者負担金を賦課決定し、その納付期間中（5年間）に開発行為がなされた場合、納付の到来していない受益者負担金より減免するものとする。

2 この減免の扱いは「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」第8条第2項第5号により、「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則」別表第2下水道受益者負担金減免基準第7号に該当し、減免率100パーセントとする。

(雨水流出抑制施設の設置について)

第8条 開発行為等により下水道施設を利用し雨水を排水させるため雨水流出抑制施設を設置する基準は、次の各号による。

- (1) 下水道施設に関して雨水流出抑制施設を検討する対象範囲は、合流区域、分流区域内の雨水渠及び都市下水路に直接雨水を流入させる区域とする。また、面積は市街化区域において1,000㎡以上の開発行為等とする。その他の市街化調整区域等については開発建築指導課、河川課、農林整備課と協議を行う。
- (2) 雨水流出抑制量は、「福島市公共下水道事業計画（平成28年度）（以下、事業計画という。）」の数値を基準とし算定する。
- (3) 雨水流出抑制量は、事業計画により定められた下水道施設の流力と現状の雨水排水施設の流下能力の差により決定する。なお、雨水貯留施設の規模及び貯流量は、「福島市下水道施設雨水流出抑制施設設置指針」により算定するものとする。
- (4) 雨水貯留施設の構造等に関して貯留量の計算書を提出し、下水道建設課の審査を受けるものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、下水道管理者が公益上特に必要と認めた場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。